

○太良町建設工事最低制限価格制度事務処理要領

平成31年3月19日

訓令第11号

改正 令和元年7月2日訓令第29号

(趣旨)

第1条 この要領は、太良町が発注する建設工事の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項及び太良町財務規則(昭和42年太良町規則第16号。以下「規則」という。)第86条第3項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 最低制限価格制度は、設計金額500万円以上で、競争入札により工事又は製造の請負契約(工事請負費で支出するものに限る。)を締結しようとする場合について適用する。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、規則第86条に規定する予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で、設定するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 町長は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、規則第86条第3項の規定により当該入札に係る公告又は入札通知書に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は入札通知書に最低制限価格の設定を明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(予定価格調書及び最低制限価格作成調書への記載)

第5条 町長は、最低制限価格を設定するときは、予定価格調書に本要領による最低制限価格を設定することを明記するものとする。

2 最低制限価格を設定するときは、最低制限価格作成調書(別紙様式)を作成するものとし、その記載方法については、次の各号のとおりとする。

(1) 最低制限価格は、入札書比較価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

(1,000円未満の金額は切り捨てる。)に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札

書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額(1,000円未満の金額は切り捨てる。)に消費税及び地方消費税を加えた額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額(1,000円未満の金額は切り上げる。)に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(1円未満切捨て)

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額(1円未満切捨て)

(2) 前項の規定にかかわらず、契約の性質上、特に必要があると認められるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で最低制限価格を定めることができる。

3 予定価格調書及び最低制限価格作成調書は、開札の場所に置くものとする。この場合において、最低制限価格作成調書にあつては封書にするものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格から最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

3 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

4 入札失格者に対しては、その根拠規定が令第167条の10第2項であることを説明する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月2日訓令第29号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

最低制限価格作成調書				
工事名				
(単位：円)				
項 目			金 額	備 考
予 定 価 格	予 定 価 格	予 定 価 格	①	① ②×1.10
		入 札 書 比 較 価 格	②	②予 定 価 格（税 抜 価 格）
最 低 制 限 価 格	最 低 制 限 価 格 0.75≤率≤0.92 の 場 合	最 低 制 限 価 格	③	③=④×1.10 (1円未 満 切 捨 て)
		入 札 書 比 較 最 低 制 限 価 格	④	0.75≤率≤0.92の場 合 ④=⑩(1,000円未 満 切 捨 て)
	最 低 制 限 価 格 率<0.75 の 場 合	最 低 制 限 価 格	⑤	⑤=⑥×1.10 (1円未 満 切 捨 て)
		入 札 書 比 較 最 低 制 限 価 格	⑥	⑤<0.75の場 合 ⑥=②×0.75(1,000円未 満 切 上 げ)
	最 低 制 限 価 格 0.92<率 の 場 合	最 低 制 限 価 格	⑦	⑦=⑧×1.10 (1円未 満 切 捨 て)
		入 札 書 比 較 最 低 制 限 価 格	⑧	0.92<⑤の場 合 ⑧=②×0.92(1,000円未 満 切 捨 て)
算 最 低 制 定 基 限 価 格 基 礎 格	設 計 額	算 定 基 礎 額（税 込）	⑨	⑨=⑩×1.10 (1円未 満 切 捨 て)
		算 定 基 礎 額（税 抜）	⑩	⑩=⑪+⑫+⑬+⑭ (1,000円未 満 切 捨 て)
		直 接 工 事 費×0.97 (×0.97)	⑪	(1円未 満 切 捨 て)
		共 通 仮 設 費×0.90 (×0.90)	⑫	(1円未 満 切 捨 て)
		現 場 管 理 費×0.90 (×0.90)	⑬	(1円未 満 切 捨 て)
		一 般 管 理 費×0.68 (×0.68)	⑭	(1円未 満 切 捨 て)
率	対 予 定 価 格 比 率	⑮	⑮=⑨/①	

年 月 日

作成責任者 太良町 課